

相談件数ワースト1

電話勧誘による通信関連の契約にご注意!!



全国の消費生活センターに寄せられる相談の中で、上半期、最も件数が多かったのが「通信契約に関する」相談です。

【事例】

「通信料が安くなる」という電話勧誘を受けた。大手通信会社の代理店 A 社から言われるまま、パソコンの遠隔操作で契約した。その後、半年ほど利用したが事情で A 社を解約し、他社で契約をし直した。

1年後、クレジットの引き落とし口座から、身に覚えの無い請求の引き落としが複数あることが分かった。クレジット会社に調査してもらったところ、A 社との契約時に B 社とも4つの有料オプション契約を結んでいたようで、その請求だったことが分かった。B 社と契約をした覚えはない。

【アドバイス】

電話で「安くなる」と言われ、つい相手のペースに乗せられて契約をしてしまうと、不要な有料オプションが含まれていることがあります。それに気づかず契約してしまい、以前より高い通信料の契約になっていたというトラブルです。

昨年5月に施行された「改正電気通信事業法」では、「書面交付義務」が導入されました。契約書が届いたらすぐ、不要なオプションは含まれていないか等、契約内容を慎重にチェックしましょう。納得できないようであれば、契約書面受領日から8日間は「初期契約解除」ができる可能性があります。その場合でも工事費と解除日までの回線使用料は支払わなければなりません。

また、これら通信契約は次から次に新しいサービスが出て、その内容も複雑になっています。申し込み時は1回で契約出来ますが、解約時は通信契約だけではなく、結んでいたオプション契約をそれぞれ解約しなければなりません。さらに、ネット上でしか手続きができない事もあるので注意が必要です。

!! 「注意報」 架空請求のハガキが横行しています。 !!

突然、「貴方が契約した契約会社から民事訴訟として訴状が提出されました」と書かれたハガキが届きます。続けて読んでいくと「連絡しなければ原告側の主張が全面的に受理され、給与や動産、不動産の差し押さえを強制的に履行する」と書かれています。このようなハガキを受取っても連絡しないでください。無視しましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188
(※最寄りの相談窓口につながります)

[⇒裏面もご覧ください]